

平成26年度予算編成方針

国の予算編成の動向は、強い経済は国力の源泉であり、強い経済の再生なくして財政再建も日本の将来もないとの基本認識のもと、いわゆる「三本の矢」による早期デフレ脱却と強い経済の実現及び基礎的財政収支の黒字化による財政健全化を柱とする「中期財政計画」を策定しました。

平成26年度予算の概算要求に当たっては、この「中期財政計画」に沿って、平成25年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な方針としています。

なお、政府は消費税率を平成26年4月に引き上げることを決定しましたが、これに加え、今後策定予定の新たな経済対策の実施により、財政の健全化と経済の再生を進めることとしています。

地方においては、少子・高齢化対策や地域経済の活性化、住民の安全・安心確保など、多様化・高度化する住民ニーズへの的確に対応していくため、地方自治体の一般財源の拡充と安定確保が大きな課題となっています。

本市の財政状況は、平成28年度から始まる普通交付税の合併特例措置終了に伴う段階的縮減により、平成33年度には年間28億円規模の一般財源が減少する危機的な局面を迎えようとしています。

このような中、「元気“eまち”村上市」の実現に向け、後期実施計画期間内に特に力を入れて取り組むべき施策の方向性を示した「定住の里づくりアクションプラン」を着実に推進するとともに、今後の厚生連村上総合病院の移転支援を含めたりノベーション事業の実施を視野に入れた財政運営を行っていかねければなりません。

こうした状況を踏まえ、将来に向けて持続可能な行財政運営を確立するため、歳入に見合った歳出の削減を図りつつ、基礎的な行政サービスを含めた真に必要な施策に財源が安定的かつ継続して措置できるよう、行政改革大綱実施計画を基軸に、予算編成段階及び執行段階において、財源の効果的活用と経常的経費の削減を進める必要があります。また、市債残高の削減や施設の統廃合など将来負担の軽減を図る取り組みのほか、歳入面においても市税収入をはじめ、財産の有効活用等による自主財源の確保など、計画的な財政運営に努めることが不可欠であるとともに、自立的、自主的な財政運営を確保する上で財務体質の強化が喫緊の課題となっています。

第1 基本的事項

1 予算編成の基本的な考え方

- ・年間所要額を適正に見積ってください。なお、年度途中の補正は、制度改正や国・県補助金の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、または当初予算で見積り不能なもの及び不確定な要素等により留保となるもの以外には行いませんので、要求漏れがないよう十分な確認を行ってください。
- ・「村上市総合計画後期実施計画」や「行政改革大綱実施計画」、「施設見直し計画」など各種計画に沿った要求内容としてください。

2 要求経費の見積もり方針について

- ・村上市総合計画後期実施計画に登載している平成26年度計画事業費を要求上限額とします。
※要求上限額については、別途、通知します。
- ・新規事業がある場合は、別紙の「新規事業調書」を作成し、提出してください。なお、政策経費については、単に新規事業を追加することなく、スクラップアンドビルドによる検討を行い、調整した事業費で要求してください。
- ・平成26年4月から消費税率の3%引き上げが実施されることを踏まえて、歳出予算については、予算科目の性質による必要性を確認の上、増税による影響額を加算できることとします。ただし、加算に際しては、増税分として一律に乗じることなく、課税の対象品目、対象団体であるかなど、十分確認した上で行ってください。また、歳入予算における消費税率引き上げの影響については、現状において不確定要素が多いため、国・県の動向を十分踏まえて要求することとし、今後、当市の方針決定など総合的な検討を行い、必要に応じて別途通知することとします。
※消費税引き上げによる当市の影響額を把握するため、別紙の「消費税増税による影響額調べ」を作成し、提出してください。
- ・経常経費については、更なる節減に努めるとともに、必要最小限での要求としてください。

3 予算調整（査定）について

国の地方財政計画や各種制度見直し状況等を勘案しながら、予算要求額及び事業内容等を確認するとともに、歳入・歳出要求に基づく一般財源不足額を算出し、各種財政指標に配慮しつつ調整を図ります。

第2 予算要求基準について

【歳入に関する事項】

1 市税

景気の状態や税制改正の動向を十分に勘案し、課税客体の把握に努めてください。

また、税金は財政運営の基軸であり、収納率の向上、滞納繰越額の圧縮を反映した要求としてください。

2 分担金及び負担金

負担率については、受益者負担の原則に基づき、事業の性格、受益の限度等を十分検討した上で、適正に見積もってください。

変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求してください。

H25（4月～10月）実績 ……①

H24（4月～10月）実績 ……②

H24（11月～3月）実績 ……③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

3 使用料及び手数料

事業との関連及び原価積算等に留意し、受益者負担の原則に基づき、適正に見積もってください。

変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求してください。

H25（4月～10月）実績 ……①

H24（4月～10月）実績 ……②

H24（11月～3月）実績 ……③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

4 国庫・県支出金

国・県の動向に留意し、適正な見積もりを行ってください。

また、常に情報収集に努め、予算要求後に制度改正等による影響があった場合は、早急に財務係に報告の上、要求額の訂正を行ってください。

特に、制度改正により市の持ち出し（一般財源及び市債等）が増額となる事務事業については、単に加算することなく、再度、事業の必要性や事業内容等を十分検討し、見直しを行った上で要求してください。

5 財産収入

未利用財産については、今後の利用の可能性を考慮し、売却可能なものから優先的に処分を進めてください。財産売払い収入については、処分価格、処分方法等、法令に基づいた適正な収入額を見積もってください。

また、土地等の貸付料については、固定資産評価額等を勘案して、適正に見積もってください。

6 諸収入

可能な限り収入の確保に努めるとともに、過去の実績等を参考に適正に見積もってください。

変動要素のある経常的収入については、原則、次により算出した額を要求してください。

H 2 5 (4月～10月) 実績 . . . ①

H 2 4 (4月～10月) 実績 . . . ②

H 2 4 (11月～3月) 実績 . . . ③

① + (③ × (① / ②)) ± 特殊要因 = 要求額

【歳出に関する事項】

1 職員人件費

職員給与費については、平成25年度の現員現給に定期昇給分を見込み積算してください（人事係から別途通知します。）。

また、時間外勤務手当については、現員職員数と業務量の関係から真に止むを得ない時間に限るものとしますので、別途通知する「時間外勤務手当年間計画書」を提出してください（財務会計システムへの入力が必要はありません。）。

なお、時差出勤や振替・代休制度の徹底や事務事業の見直しにより削減に努めてください。

※人件費に国庫・県支出金の充当が可能なものについては、積極的に財源として計上してください。

2 賃金

事務補助員賃金については、長期病欠、産休、育休代替等、臨時的なもので真に止むを得ないもの以外は予算化しない方針です。なお、最終的な配置にあたっては、人事係で調整の上決定します。

3 報償費

単に前年度実績等によることなく、人数、回数、単価も含め事業内容の見直しを進めてください。

4 旅費

形式的な会議等に出席する場合の旅費については、原則、認めない方針です。

また、出席回数や人数の見直しを行い、経費の節減に努めてください。
なお、出張人員については、原則、1名とします。

5 燃料費

より一層の省エネルギーを心がけ、消費量の節約に努めるとともに、指定管理料等に燃料費を含む場合も同様としてください。

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求してください。

単価×数量（走行距離数÷燃費）±特殊要因＝要求額

・単価…「燃料等契約単価_H26 予算要求用」を参照してください。

職員ポータル→Groupmax→ファイル共有→group→02 総務部
→02 財政課→財務係→H26 予算編成資料フォルダ内にあります。

・数量又は走行距離数

H 2 5 （4月～10月）実績 ……①

H 2 4 （4月～10月）実績 ……②

H 2 4 （11月～3月）実績 ……③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

・1リットル当たりの走行距離数（燃費）

平成24年10月～平成25年9月の平均±特殊要因

なお、予算編成過程において、大幅な価格変動が生じた場合は、財政課において単価調整を行う場合があります。

6 印刷製本費

広報誌やホームページの活用を最大限に検討するとともに、慣例で発行することのないように、目的、効果、必要性等を十分に精査した上で見積もってください。

また、必要であっても可能な限り市内印刷（白黒）としてください。

7 光熱水費

より一層の省エネルギーを心がけ、消費量の節約に努めるとともに、指定管理料等の中に光熱水費を含む場合も同様としてください。

経常的支出については、原則、次により算出した額を要求してください。

ガス、水道、電気、下水道

H 2 5 (4 月 ~ 1 0 月) 実績 . . . ①

H 2 4 (4 月 ~ 1 0 月) 実績 . . . ②

H 2 4 (1 1 月 ~ 3 月) 実績 . . . ③

① + (③ × (① / ②)) ± 特殊要因 = 要求額

※平成26年4月より水道料金と下水道料金が改定されます。

新料金表は、職員ポータル→Groupmax→ファイル共有→group→02 総務部→02 財政課→財務係→H26 予算編成資料フォルダ内にあります。

8 修繕料（工事請負費）

施設の維持管理費については、施設の現況、整備計画及び緊急性等を勘案して、適切に見積もってください。

なお、一件50万円以上の建物、道路等の修繕を目的とする業務は、原則、工事請負費で予算要求してください。

また、工事内容によっては、別途、設計委託料が必要となる場合もあるので留意してください。

9 委託料

安易に委託することなく、費用対効果や必要性を十分検討してください。また、既存業務についても、法的義務の有無、委託の必要性を含め内容・方法の検討を行ってください。

10 使用料・借上料

更新時期を迎える機器リースなどについては、再リースを原則としますので、使用頻度、消耗度を精査した上で要求してください。

ただし、カラーコピー機については、今後リース契約の更新の際に白黒コピー機へ変更する方針ですので注意してください。

11 備品購入費

備品の新規購入は原則、認めません。また、更新の場合でも必要性や使用頻度等を検討のうえ積算してください。

12 扶助費

国・県の制度によるものについては、対象範囲、金額等はその範囲内で行うこととし、それ以外の市単独の扶助費については、所得制限や対象者を精査し、負担力に応じた適正な自己負担を求めるなど、見直しを進めてください。

また、常に情報収集に努め、予算要求後に制度改正等による影響があった場合は、早急に財務係に報告の上、要求額の訂正を行ってください。

継続事業については、原則、次により算出した額を要求してください。

H25（4月～10月）実績 ……①

H24（4月～10月）実績 ……②

H24（11月～3月）実績 ……③

①+（③×（①／②））±特殊要因＝要求額

13 補助金・負担金

村上市行政改革推進本部で決定された「補助金の今後の方針」に基づき要求してください。

なお、段階的廃止及び見直しを積極的に行い経費の節減に努めてください。

14 貸付金

利用状況、行政効果及び貸付条件等制度全般について見直すとともに、情勢の変化に適合した効果的な制度となるよう努め、必要最小限の範囲内で見積ってください。

15 繰出金

特別会計においては、独立採算の原則に基づき、経営的視点に立って、事業運営の一層の効率化による支出の抑制と収入確保に努め、安易に一般会計からの繰入金に依存することのないよう努めてください。

16 その他

- ・特別会計についても一般会計と同様に要求してください。
- ・公用車については、稼働率が低い分散（各課）管理車両は、積極的に集中（総務課、地域振興課）管理車両への所管換えを行ってください。
- ・所管する財産の洗い出し、不要な資産の売却、貸付けなどを積極的に行い、自主財源の確保に努めてください。
- ・複数の課と関連のある事務事業は、相互に十分な協議・調整を行い、事業の統合も含め、経費縮減を図りながら、より一層の事業効果を高める

よう努めてください。

- 事業の繰越は、会計年度独立の原則の例外であることを十分に認識し、予算要求は、確実に年度内完了できる事業規模とし、事業執行が複数年にわたるものについては、債務負担行為など所要の措置を講じてください。